

「特定技能外国人受入れに関する運用要領」の一部改正について

令和8年3月24日

「特定技能外国人受入れに関する運用要領」について、下記のとおり必要な改正を行いましたので、公表します。

記

赤字が修正部分

通し 番号	該当 ページ (改正 後)	改正箇所	現行	改正
1	P.2	第2章 制度の概要 第1節 基本方針等の策定 第2 分野別運用方針 ○2つ目	○ 分野別運用方針には、①人材を確保することが困難な状況にあるため外国人により不足する人材の確保を図るべき産業上の分野(以下「特定産業分野」という。)、②特定産業分野における人材の不足の状況(当該 産業上の分野 において人材が不足している地域の状況を含む。)に関する事項、③ 特定産業分野において求められる人材の基準に関する事項 、④在留資格認定証明書の交付の停止の措置 又は交付の再開の措置 に関する事項、⑤ その他特定技能の在留資格 に係る制度の運用に関する重要事項が定められています。	○ 分野別運用方針には、①人材を確保することが困難な状況にあるため外国人により不足する人材の確保を図るべき産業上の分野(以下「特定産業分野」という。)、②特定産業分野における人材の不足の状況(当該 特定産業分野 において人材が不足している地域の状況を含む。)に関する事項、③在留資格認定証明書の交付の停止の措置 及び再開の措置 に関する事項、④ その他特定技能制度 に係る制度の運用に関する重要事項、⑤ 特定産業分野において求められる人材の基準に関する事項 、⑥ その他特定技能制度の運用に関する重要事項 が定められています。
2	P.3	第3 分野別運用要領	第3 分野別運用要領 ○ 法務省、警察庁、外務省、厚生労働省及び各分野を所	(削除)

			<p>管する行政機関は、各分野における分野別運用方針について細目を定めた運用要領（平成30年12月25日策定。以下「分野別運用要領」という。）をそれぞれ策定しています。</p> <p>○ 分野横断的な質問については、法務省でも受け付けていますが、質問の内容によっては、各分野を所管する省庁を案内させていただきます。また、各分野に関する個別的な質問については、各分野を所管する省庁にお尋ねください。</p>	
3	P.7	<p>第3節 特定技能外国人受入れ 手続の流れ ○6つ目</p>	<p>○ これまで在留諸申請時に提出を求めていた次の特定技能所属機関の適格性に関する書類（以下「適格性書類」という。）等は、令和7年4月1日以降は、一定の基準を満たす場合、提出を省略することが可能です（適格性書類については、1年に1度の頻度で提出する定期届出「特定技能外国人の受入れ・活動・支援実施状況に係る届出」（第7章第6節）の添付書類として提出することになります。）。</p> <p>（特定技能所属機関の適格性に関する書類（適格性書類））</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 特定技能所属機関概要書（参考様式第1-11-1号） ・ 登記事項証明書 ・ 業務執行に参与する役員の住民票の写し ・ 特定技能所属機関の役員に関する誓約書（参考様式第1-23号） ・ （特定技能所属機関の）労働保険料の納付に係る資料 ・ （特定技能所属機関の）社会保険料の納付に係る資料 	<p>○ これまで在留諸申請時に提出を求めていた次の特定技能所属機関の適格性に関する書類（以下「適格性書類」という。）等は、一定の基準を満たす場合、提出を省略することが可能です（適格性書類については、1年に1度提出する定期届出「特定技能外国人の受入れ・活動・支援実施状況に係る届出」（第7章第7節）の添付書類として提出することになります。）。</p> <p>（特定技能所属機関の適格性に関する書類（適格性書類））</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 特定技能所属機関概要書（参考様式第1-11-1号） ・ 中長期在留者の受入れ実績等に関する資料 ・ 登記事項証明書 ・ 業務執行に参与する役員又は個人事業主の住民票の写し ・ 特定技能所属機関の役員に関する誓約書（参考様式第1-23号）

	P.7	○7つ目	<ul style="list-style-type: none"> ・(特定技能所属機関の) 国税の納付に係る資料 ・(特定技能所属機関の) 法人住民税の納付に係る資料 (適格性書類のほか提出の省略を認める書類) ・特定技能外国人の報酬に関する説明書(参考様式第1-4号) ・雇用の経緯に係る説明書(参考様式第1-16号) <p>○ 一定の基準とは、(1) 同一年度内に既に特定技能外国人を受け入れていること、又は(2) ①過去3年間に指導勧告書の交付又は改善命令処分を受けておらず、②在留諸申請をオンライン申請、各種届出を電子届出で行い、かつ③一定の実績があり、適正な受入れを行うことが見込まれる機関であることです。</p> <p>一定の実績があり、適正な受入れを行うことが見込まれる機関とは、次の①から⑥までのいずれかに該当する機関です。詳細は、出入国在留管理庁ホームページを御参照ください。</p> <ul style="list-style-type: none"> ① 日本の証券取引所に上場している企業 ② 保険業を営む相互会社 ③ 高度専門職省令第1条第1項各号の表の特別加算の項の中欄イ又はロの対象企業(イノベーション創出企業) ④ 一定の条件を満たす企業等 ⑤ 前年分の給与所得の源泉徴収票等の法定調書合計 	<ul style="list-style-type: none"> ・(特定技能所属機関の) 労働保険料の納付に係る資料 ・(特定技能所属機関の) 社会保険料の納付に係る資料 ・(特定技能所属機関の) 国税の納付に係る資料 ・(特定技能所属機関の) 法人住民税又は個人住民税の納付に係る資料 (適格性書類のほか提出の省略を認める書類) ・特定技能外国人の報酬に関する説明書(参考様式第1-4号) ・雇用の経緯に係る説明書(参考様式第1-16号) <p>○ 一定の基準とは、(1) 同一年度内に既に特定技能外国人を受け入れていること、又は(2) ①過去3年間に指導勧告書の交付又は改善命令処分を受けておらず、②在留諸申請をオンライン申請、各種届出を電子届出で行い、かつ③一定の実績があり、適正な受入れを行うことが見込まれる機関であることです。</p> <p>一定の実績があり、適正な受入れを行うことが見込まれる機関とは、次の①から⑥までのいずれかに該当する機関です。詳細は、出入国在留管理庁ホームページを御参照ください。</p> <ul style="list-style-type: none"> ① 日本の証券取引所に上場している企業 ② 保険業を営む相互会社 ③ 高度専門職省令第1条第1項各号の表の特別加算の項の中欄イ又はロの対象企業(イノベーション創出企業) ④ 一定の条件を満たす企業等 ⑤ 前年分の給与所得の源泉徴収票等の法定調書合計
--	-----	------	--	---

	P.8	○9つ目	<p>表中、給与所得の源泉徴収票合計表の源泉徴収税額が1,000万円以上ある団体・個人</p> <p>⑥ 特定技能所属機関として3年間の継続した受入れ実績を有し、過去3年間に債務超過となっていない法人</p> <p>なお、在留諸申請をオンライン申請、各種届出を電子届出で行うためには、事前の利用者登録が必要です。</p> <p>また、適格性書類等の提出を省略する場合であっても、必要に応じて地方出入国在留管理局から提出を求められた場合は提出する必要があることに留意願います。</p> <p>○ 在留資格認定証明書交付申請の手数料は無料ですが、在留資格変更許可申請又は在留期間更新許可申請については、</p> <p>オンライン申請の場合：5,500円</p> <p>窓口で申請をする場合：6,000円</p> <p>の手数料が必要となります。</p>	<p>表中、給与所得の源泉徴収票合計表の源泉徴収税額が1,000万円以上ある団体・個人</p> <p>⑥ 申請時点で特定技能所属機関として3年間の継続した受入れ実績を有し、過去3年間に債務超過となっていない法人</p> <p>在留諸申請をオンライン申請、各種届出を電子届出で行うためには、事前の利用者登録が必要です。登録が完了するまでには一定期間要するため、事前にご準備いただくようお願いいたします。なお、派遣雇用であって、特定技能所属機関の派遣認定期間の満了日が、申請者の現に有する在留資格の在留期間の満了日（在留資格認定証明書交付申請においては申請日時点）から7月以内の場合については、派遣元である特定技能所属機関が基準に適合することを確認する必要があることから、この際の申請においては、提出書類の省略が認められないことに留意してください。</p> <p>また、適格性書類等の提出を省略する場合であっても、必要に応じて地方出入国在留管理局から提出を求められた場合は提出する必要があることに留意してください。</p> <p>○ 在留資格認定証明書交付申請の手数料は無料ですが、在留資格変更許可申請又は在留期間更新許可申請については、</p> <p>オンライン申請の場合：5,500円</p> <p>窓口で申請をする場合：6,000円</p> <p>の手数料が必要となります。</p>
--	-----	------	---	--

			<p>※ 地方出入国在留管理局においては審査窓口の混雑が深刻なものとなっており、多くの待ち時間が発生しているため、混雑解消に向けた取組の一つとして、来庁の必要がなくなるオンライン申請の利用を推奨しています。このため、更なるオンライン申請の利用促進のために、オンライン申請にかかる手数料の方をより安価に設定しています。</p>	<p>※ 地方出入国在留管理局においては審査窓口の混雑が深刻なものとなっており、多くの待ち時間が発生しているため、混雑解消に向けた取組の一つとして、来庁の必要がないオンライン申請の利用を推奨しています。このため、更なるオンライン申請の利用促進のために、オンライン申請にかかる手数料の方をより安価に設定しています。</p>
4	P.10	<p>第3章 在留資格「特定技能」 第1節 「特定技能1号」 ○3つ目</p>	<p>○ 特定産業分野における相当程度の知識又は経験を要する技能とは、当該特定産業分野における相当期間の実務経験等を要する技能をいい、当該特定産業分野に係る分野別運用方針及び分野別運用要領で定める水準を満たすものをいいます。</p>	<p>○ 特定産業分野における相当程度の知識又は経験を要する技能とは、当該特定産業分野における相当期間の実務経験等を要する技能をいい、当該特定産業分野に係る分野別運用方針で定める水準を満たすものをいいます。</p>
5	P.11	<p>第2節 「特定技能2号」 ○3つ目</p>	<p>○ 特定産業分野における熟練した技能とは、当該特定産業分野における長年の実務経験等により身に付けた熟達した技能をいい、当該特定産業分野に係る分野別運用方針及び分野別運用要領で定める水準を満たすものをいいます。</p>	<p>○ 特定産業分野における熟練した技能とは、当該特定産業分野における長年の実務経験等により身に付けた熟達した技能をいい、当該特定産業分野に係る分野別運用方針で定める水準を満たすものをいいます。</p>
6	P.16	<p>第4章 特定技能外国人に関する基準 第1節 「特定技能1号」 (3) 技能水準に関するもの ○2つ目</p>	<p>○ 試験その他の評価方法は、特定産業分野に係る分野別運用方針及び分野別運用要領で定められています。</p>	<p>○ 試験その他の評価方法は、特定産業分野に係る分野別運用方針で定められています。</p>
	P.20	<p>(4) 日本語能力に関するもの</p>	<p>○ 試験その他の評価方法は、特定産業分野に係る分野別運用方針及び分野別運用要領で定められています。</p>	<p>○ 試験その他の評価方法は、特定産業分野に係る分野別運用方針で定められています。</p>

	<p>P.2 3</p> <p>(6) 通算在留期間に関するもの</p> <p>○2つ目</p>		<p>○ 「特定技能1号」で在留できる期間が通算で5年以内であることを求めるものです。</p>	<p>○ 「特定技能1号」で在留できる期間が通算で原則5年以内であることを求めるものです。</p>
	<p>P.2 3</p> <p>○4つ目</p>		<p>○ このほか、「特定技能2号」で従事しようとする業務に必要な熟練した技能を有していることを評価する試験（以下「特定技能2号評価試験等」という。）に不合格となった1号特定技能外国人のうち、一定の要件を満たすものについては、当分の間、「5年を超えて在留することについて相当の理由があると認められる場合」に該当するとして、通算在留期間が6年となります。</p>	<p>○ このほか、「特定技能2号」で従事しようとする業務に必要な熟練した技能を有していることを評価する試験又は介護福祉士国家試験（以下「特定技能2号評価試験等」という。）に不合格となり、一定の要件を満たす者については、「5年を超えて在留することについて相当の理由があると認められる場合」に該当するとして、通算在留期間が6年となります。</p>
	<p>P.2 5</p> <p>○4つ目</p>		<p>【留意事項】</p> <p>○ 「特定技能2号」での受入れが認められている特定産業分野において、特定技能2号評価試験等（※）に不合格となった1号特定技能外国人のうち、以下の要件を満たしていると認められるものについては、当分の間、「5年を超えて在留することについて相当の理由があると認められる場合」に該当するとして、通算在留期間が6年となります。</p> <p>(※) 各分野の特定技能2号評価試験のほか、ビルクリーニング、工業製品製造業、建設、造船・船用工業の各分野においては各技能検定1級、</p>	<p>【留意事項】</p> <p>○ 「特定技能2号」での受入れが認められている特定産業分野において、特定技能2号評価試験等（※）に不合格となった1号特定技能外国人のうち、以下の要件を満たしていると認められるものについては、「5年を超えて在留することについて相当の理由があると認められる場合」に該当するとして、通算在留期間が6年となります。</p> <p>(※) 各分野の特定技能2号評価試験のほか、介護福祉士国家試験、ビルクリーニング、工業製品製造業、建設、造船・船用工業の各分野につい</p>

			<p>工業製品製造業分野においてはビジネスキャリア検定3級、漁業及び外食業の各分野においては日本語能力試験（N3相当以上）も含む。なお、自動車整備士技能検定2級及び航空従事者技能証明は対象外。</p> <p>(要件)</p> <p>1. 特定技能外国人が次のいずれにも該当すること</p> <p>(1) 分野別運用方針に定める「特定技能2号」への移行に必要な全ての試験について、合格基準点の8割以上の得点を取得していること</p> <p>※ 不合格となった試験の受験日は本件取扱いの施行（令和7年9月30日）前後を問いませんが、疎明資料から当該要件を満たしていることが明らかである場合に限ります。</p> <p>(2) 5年の通算在留期間経過後の在留継続期間中に</p> <p>ア 合格基準点の8割以上の得点を取得した特定技能2号評価試験等の合格に向けて精励し、かつ、同試験等を受験すること</p> <p>イ 特定技能2号評価試験等に合格した場合、速やかに「特定技能2号」の在留資格変更許可申請を行うこと</p> <p>ウ 特定技能2号評価試験等に合格できなかった場合、速やかに帰国することを誓約していること</p> <p>2. 特定技能所属機関が次のいずれにも該当するこ</p>	<p>ては各技能検定1級、工業製品製造業分野についてはビジネスキャリア検定3級、漁業及び外食業の各分野については日本語能力試験（N3相当以上）も含む。なお、自動車整備士技能検定2級及び航空従事者技能証明は対象外。</p> <p>(要件)</p> <p>1. 特定技能外国人が次のいずれにも該当すること</p> <p>(1) 分野別運用方針に定める「特定技能2号」への移行に必要な全ての試験等について、合格基準点の8割以上の得点を取得していること</p> <p>※ 不合格となった試験の受験日は本件取扱いの施行（令和7年9月30日）前後を問いませんが、疎明資料から当該要件を満たしていることが明らかである場合に限ります。</p> <p>(2) 5年の通算在留期間経過後の在留期間中に</p> <p>ア 合格基準点の8割以上の得点を取得した特定技能2号評価試験等の合格に向けて精励し、かつ、同試験等を受験すること</p> <p>イ 特定技能2号評価試験等に合格した場合、速やかに「特定技能2号」又は「介護」の在留資格変更許可申請を行うこと</p> <p>ウ 特定技能2号評価試験等に合格できなかった場合、速やかに帰国することを誓約していること</p> <p>(3) 在留諸申請の時点で出国している場合は、出国日から1年以内に本邦に入国すること</p>
--	--	--	--	---

			<p>と</p> <p>(1) 当該 1号特定技能外国人 を引き続き雇用する 意思があること</p> <p>(2) 特定技能2号評価試験等の合格に向けた指 導・研修・支援等を行う体制を有すること</p> <p>・本件取扱いに係る在留期間更新許可申請については 第3節を参照してください。</p>	<p>2. 特定技能所属機関が次のいずれにも該当するこ と</p> <p>(1) 当該申請人を引き続き雇用する意思があるこ と</p> <p>(2) 特定技能2号評価試験等の合格に向けた指 導・研修・支援等を行う体制を有すること</p> <p>・本件取扱いに係る在留諸申請については第3節を参 照してください。</p>
7	P.3 2	<p>第2節 「特定 技能2号」 (3) 技能水準 に関するもの ○2つ目</p>	<p>○ 試験その他の評価方法は、特定産業分野に係る分野 別運用方針及び分野別運用要領で定められています。</p> <p>【確認対象の書類】</p> <p>・分野別運用方針に定める技能試験の合格証明書の写 し</p> <p>＊詳細は本要領別冊（分野別）を参照してください。</p> <p>・分野別運用方針に定めるその他の評価方法により技能 水準を満たすことを証明する資料</p> <p>＊試験その他の評価方法により技能水準を証明す る場合</p> <p>＊分野別運用方針において、付加的に実務経験等を 求めている場合（詳細は本要領別冊（分野別）を参 照してください。）</p> <p>【留意事項】</p> <p>○ 分野によっては、技能試験による評価方法に加えて、</p>	<p>○ 試験その他の評価方法は、特定産業分野に係る分野 別運用方針で定められています。</p> <p>【確認対象の書類】</p> <p>・分野別運用方針に定める技能試験の合格証明書の写 し</p> <p>＊詳細は本要領別冊（分野別）を参照してください。</p> <p>・分野別運用方針に定めるその他の評価方法により技能 水準を満たすことを証明する資料</p> <p>＊試験その他の評価方法により技能水準を証明する 場合</p> <p>＊在留諸申請時に実務経験等を求めている場合（詳 細は本要領別冊（分野別）を参照してください。）</p> <p>(削除)</p>

			実務経験等の要件を付加的に求めているものもありません。	
8	P.40	<p>第3節 在留諸申請時の取扱い</p> <p>(2) 納税義務のほか公的義務の履行に関するもの</p> <p>【確認対象の書類】</p> <p>○ 1つ目</p>	<p>【確認対象の書類】</p> <p>○ 租税</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 全ての納期が経過している直近1年度分の個人住民税の納税証明書 ・ 納税緩和措置（換価の猶予、納税の猶予又は納付受託）に係る通知書の写し <ul style="list-style-type: none"> * 納税緩和措置（換価の猶予、納税の猶予又は納付受託）の適用を受けている場合であって、納税緩和措置の適用を受けていることが納税証明書に記載されていない場合 ・ 課税年度が個人住民税の納税証明書の賦課年度と同一年度の個人住民税の課税証明書 ・ 住民税の課税証明書と同一年分の給与所得の源泉徴収票 ・ 源泉所得税及び復興特別所得税、申告所得税及び復興特別所得税、消費税及び地方消費税、相続税、贈与税を税目とする納税証明書（その3） <ul style="list-style-type: none"> * 確定申告が必要な場合（詳細は【留意事項】を参照） ・ 上記税目のうち、未納がある税目に係る「未納税額のみ」の納税証明書（その1）で、備考欄に換価の猶予、納税の猶予又は納付受託中である旨の記載があるもの <ul style="list-style-type: none"> * 納税緩和措置（換価の猶予、納税の猶予又は納付受託）の適用を受けている場合 	<p>【確認対象の書類】</p> <p>○ 租税</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 全ての納期が経過している直近1年度分の個人住民税の納税証明書 ・ 納税緩和措置（換価の猶予、納税の猶予又は納付受託）に係る通知書の写し（猶予期間内のものに限る。） <ul style="list-style-type: none"> * 納税緩和措置（換価の猶予、納税の猶予又は納付受託）の適用を受けている場合であって、納税緩和措置の適用を受けていることが納税証明書に記載されていない場合 ・ 課税年度が個人住民税の納税証明書の賦課年度と同一年度の個人住民税の課税証明書 ・ 住民税の課税証明書と同一年分の給与所得の源泉徴収票 ・ 源泉所得税及び復興特別所得税、申告所得税及び復興特別所得税、消費税及び地方消費税、相続税、贈与税を税目とする納税証明書（その3） <ul style="list-style-type: none"> * 確定申告が必要な場合（詳細は【留意事項】を参照） ・ 上記税目のうち、未納がある税目に係る「未納税額のみ」の納税証明書（その1）で、備考欄に換価の猶予、納税の猶予又は納付受託中である旨の記載があるもの（猶予期間内のものに限る。） <ul style="list-style-type: none"> * 納税緩和措置（換価の猶予、納税の猶予又は納付受託）の適用を受けている場合

	<p>P.4 1</p>	<p>○2つ目</p>	<p>○ 国民健康保険</p> <ul style="list-style-type: none"> ・マイナポータルからダウンロードした医療保険の資格情報の写し又は資格確認書の写し（保険者番号及び被保険者等記号・番号を申請人等によりマスキングしたものに限る。） ・国民健康保険料（税）納付証明書 ・納付（税）緩和措置（換価の猶予、納付の猶予又は納付受託）に係る通知書の写し <ul style="list-style-type: none"> *納付（税）緩和措置（換価の猶予、納付の猶予又は納付受託）の適用を受けていることが国民健康保険料（税）納付証明書に記載されていない場合 	<p>○ 国民健康保険</p> <ul style="list-style-type: none"> ・マイナポータルからダウンロードした医療保険の資格情報の写し又は資格確認書の写し（保険者番号及び被保険者等記号・番号を申請人等によりマスキングしたものに限る。） ・直近1年度分の国民健康保険料（税）納付証明書 ・納付（税）緩和措置（換価の猶予、納付の猶予又は納付受託）に係る通知書の写し（猶予期間内のものに限る。） <ul style="list-style-type: none"> *納付（税）緩和措置（換価の猶予、納付の猶予又は納付受託）の適用を受けていることが国民健康保険料（税）納付証明書に記載されていない場合
	<p>P.4 3</p>	<p>（5）1号特定技能外国人の通算在留期間に関する特例に関するもの（第1節（6）関係）</p> <p>○2つ目</p>	<p>○ 特定技能2号評価試験等に不合格となった1号特定技能外国人については、相当な理由（第1節（6）留意事項のとおり）があることが確認でき、かつ、在留期間の更新を適当と認めるに足る相当の理由があるときに限り、最長1年間の在留期間の許可がされます。</p>	<p>○ 特定技能2号評価試験等に不合格となった1号特定技能外国人については、相当な理由（第1節（6）留意事項のとおり）があることが確認でき、かつ、在留を適当と認めるに足る相当の理由があるときに限り、最長1年間の在留期間の許可がされます。</p>
	<p>P.4 4</p>	<p>【確認対象の書類】</p> <p>○4つ目</p>	<p>【確認対象の書類】</p> <p>○ 特定技能2号評価試験等に不合格となった1号特定技能外国人</p> <ul style="list-style-type: none"> ・通算在留期間を超える在留に関する申立書（参考様式第1-31号） ・分野別運用方針に定める「特定技能2号」への移行に必要な全ての試験結果通知書（試験実施機関から発行され 	<p>【確認対象の書類】</p> <p>○ 特定技能2号評価試験等に不合格となった1号特定技能外国人</p> <ul style="list-style-type: none"> ・通算在留期間を超える在留に関する申立書（参考様式第1-31号） ・分野別運用方針に定める「特定技能2号」への移行に必要な全ての試験結果通知書（試験実施機関から発行され

			た合格基準点の8割以上の得点を取得していることが確認できるもの)の写し	た合格基準点の8割以上の得点を取得していることが確認できるもの)の写し ・ 介護分野においては、厚生労働省社会・援護局長が発行する「パート合格(合格パートの受験免除)による介護分野で本邦に在留する1号特定技能外国人の通算在留期間の延長に係る結果確認通知書」
9	P.4 6	第5章 特定技能所属機関に関する基準等 第1節 特定技能雇用契約の内容の基準 第1 雇用関係に関する事項に関するもの (1) 従事させる業務に関するもの ○1つ目	○ 1号特定技能外国人については、相当程度の知識若しくは経験を必要とする技能として分野別運用方針及び分野別運用要領で定める水準を満たす技能を要する業務に従事させるものでなければなりません。	○ 1号特定技能外国人については、相当程度の知識若しくは経験を必要とする技能として分野別運用方針で定める水準を満たす技能を要する業務に従事させるものでなければなりません。
	P.4 6	○2つ目	○ 2号特定技能外国人については、熟練した技能として分野別運用方針及び分野別運用要領で定める水準を満たす技能を要する業務に従事させるものでなければなりません	○ 2号特定技能外国人については、熟練した技能として分野別運用方針で定める水準を満たす技能を要する業務に従事させるものでなければなりません
	P.5 1	(5) 派遣先に関するもの 【確認対象の書類】	【確認対象の書類】 ○ 雇用形態を「直接雇用」から「派遣雇用」に変更する場合には、派遣開始のおおむね2か月前にあらかじめ	【確認対象の書類】 ○ 雇用形態を「直接雇用」から「派遣雇用」に変更する場合には、派遣開始のおおむね3か月前にあらかじめ

		類】 ○7つ目	雇用契約を締結した上で届出が必要となります（同届出については後記第7章第1節第1別表項番Ⅰを参照）。	雇用契約を締結した上で届出が必要となります（同届出については後記第7章第1節第1別表項番Ⅱを参照）。
10	P.54	第2 外国人の適正な在留に資するために必要な事項 第2節 特定技能雇用契約の相手方の基準 ○2つ目	○ 本節で定める基準に適合していることについては、一定の基準を満たす場合、定期届出（第7章第6節）において確認するため、本節で定める確認対象の書類については、在留諸申請時には提出を省略することが可能です。省略については6ページの「第3節 特定技能外国人受入れ手続の流れ」を確認してください。	○ 本節で定める基準に適合していることについては、一定の基準を満たす場合、定期届出（第7章第7節）において確認するため、本節で定める確認対象の書類については、在留諸申請時には提出を省略することが可能です。省略については6ページの「第3節 特定技能外国人受入れ手続の流れ」を確認してください。
11	P.54	第1 適合特定技能雇用契約の適正な履行の確保に係るもの （1）労働、社会保険及び租税に関する法令の規定の遵守に関するもの 【確認対象の書類】 ○1つ目	【確認対象の書類】 ○ 労働関係法令の遵守 ＜労働保険の適用事業所の場合＞ （初めて特定技能外国人を受入れる場合） ・労働保険料等納付証明書（未納なし証明） （特定技能外国人の受入れを継続している場合） ・領収証書の写し（直近2年分）又は口座振替結果通知ハガキの写し（直近2年分） * 口座振替結果通知ハガキを紛失した場合には都道府県労働局が発行する「労働保険料等口座振替結果のお知らせ」の写しを提出してください。 ・労働保険概算・増加概算・確定保険料申告書（事業主控）の写し（上記の領収証書等に対応する分） * 労働保険事務組合に事務委託している事業場は、事務組合が発行した「労働保険料領収書」の写し（直近2年分）及び「労働保険料等納入	【確認対象の書類】 ○ 労働関係法令の遵守 ＜労働保険の適用事業所の場合＞ ・労働保険料等納付証明書（未納なし証明） ・納付緩和措置（換価の猶予、納付の猶予等）に係る通知書の写し（猶予期間内のものに限る。） * 労働保険料等納付証明書（未納なし証明）が提出できない場合 ＜雇用契約の成立の経緯＞ ・雇用の経緯に係る説明書（参考様式第1-16号） * あっせんする者の有無にかかわらず提出 ・厚生労働省職業安定局ホームページの「人材サービス総合サイト」の画面を印刷したもの * あっせんする者がある場合のみ提出

	P.55	○2つ目	<p style="text-align: center; color: red;">「通知書」の写し（前記の領収書等に対応する分）</p> <p>＜雇用契約の成立の経緯＞</p> <ul style="list-style-type: none"> ・雇用の経緯に係る説明書（参考様式第1－16号） <ul style="list-style-type: none"> * あっせんする者の有無にかかわらず提出 ・厚生労働省職業安定局ホームページの「人材サービス総合サイト」の画面を印刷したもの <ul style="list-style-type: none"> * あっせんする者がある場合のみ提出 <p>○ <u>社会保険関係法令の遵守</u></p> <p>＜健康保険・厚生年金保険の適用事業所の場合＞</p> <ul style="list-style-type: none"> ・健康保険・厚生年金保険料領収証書の写し（在留諸申請の日の属する月の前々月までの24か月分全て）又は社会保険料納入状況照会回答票 <ul style="list-style-type: none"> * 健康保険・厚生年金保険の適用事業所には、強制適用事業所のみならず、任意適用事業所も含まれます。 * 健康保険・厚生年金保険料の納付から社会保険料納入状況照会回答票への納付記録の反映までに時間を要することから、反映前に提出する場合は、社会保険料納入状況照会回答票に加え、該当する月の健康保険・厚生年金保険料領収証書の写しも提出してください。 * 健康保険組合管掌の適用事業所であって、領収証書の写しの提出が困難である場合は、日本年金機構が発行する社会保険料納入状況照会回答票に加え、管轄の健康保険組合が発行する健康保険組合管掌健康保険料の納付状況を証明する書類を提出してください。 	<p>○ <u>社会保険関係法令の遵守</u></p> <p>＜健康保険・厚生年金保険の適用事業所の場合＞</p> <ul style="list-style-type: none"> ・健康保険・厚生年金保険料領収証書の写し（在留諸申請の日の属する月の前々月までの24か月分全て）又は社会保険料納入状況照会回答票 <ul style="list-style-type: none"> * 健康保険・厚生年金保険の適用事業所には、強制適用事業所のみならず、任意適用事業所も含まれます。 * 健康保険・厚生年金保険料の納付から社会保険料納入状況照会回答票への納付記録の反映までに時間を要することから、反映前に提出する場合は、社会保険料納入状況照会回答票に加え、該当する月の健康保険・厚生年金保険料領収証書の写しも提出してください。 * 健康保険組合管掌の適用事業所であって、領収証書の写しの提出が困難である場合は、日本年金機構が発行する社会保険料納入状況照会回答票に加え、管轄の健康保険組合が発行する健康保険組合管掌健康保険料の納付状況を証明する書類を提出してください。
--	------	------	--	---

			<ul style="list-style-type: none"> ・納付猶予の記載がある社会保険料納入状況照会回答票又は納付の猶予許可通知書の写し又は換価の猶予許可通知書の写し * 猶予制度（分割納付）の許可を受けている場合 <健康保険・厚生年金保険の適用事業所ではない場合> ・事業主本人のマイナポータルからダウンロードした医療保険の資格情報の写し又は資格確認書の写し（保険者番号及び被保険者等記号・番号を申請人等によりマスキングしたものに限る。） ・事業主本人の国民健康保険料（税）納付証明書 ・納付（税）緩和措置（換価の猶予、納付の猶予又は納付受託）に係る通知書の写し * 納付（税）緩和措置（換価の猶予、納付の猶予又は納付受託）の適用を受けることが国民健康保険料（税）納付証明書に記載されていない場合 ・事業主本人の被保険者記録照会回答票（基礎年金番号を申請人等によりマスキングしたものに限る。） ・事業主本人の国民年金保険料領収証書の写し（在留諸申請のあった日の属する月の前々月までの24か月分全て）又は被保険者記録照会（納付Ⅱ）（基礎年金番号を申請人等によりマスキングしたものに限る。） * 国民年金保険料領収証書の写し（在留諸申請のあった日の属する月の前々月までの24か月分全て）を提出する場合は、被保険者記録照 	<ul style="list-style-type: none"> ・納付猶予の記載がある社会保険料納入状況照会回答票又は納付の猶予許可通知書の写し又は換価の猶予許可通知書の写し（猶予期間内のものに限る。） * 猶予制度（分割納付）の許可を受けている場合 <健康保険・厚生年金保険の適用事業所ではない場合> ・事業主本人のマイナポータルからダウンロードした医療保険の資格情報の写し又は資格確認書の写し（保険者番号及び被保険者等記号・番号を申請人等によりマスキングしたものに限る。） ・直近2年度分の個人事業主の国民健康保険料（税）納付証明書 ・納付（税）緩和措置（換価の猶予、納付の猶予又は納付受託）に係る通知書の写し（猶予期間内のものに限る。） * 納付（税）緩和措置（換価の猶予、納付の猶予又は納付受託）の適用を受けることが国民健康保険料（税）納付証明書に記載されていない場合 ・事業主本人の被保険者記録照会回答票（基礎年金番号を申請人等によりマスキングしたものに限る。） ・事業主本人の国民年金保険料領収証書の写し（在留諸申請のあった日の属する月の前々月までの24か月分全て）又は被保険者記録照会（納付Ⅱ）（基礎年金番号を申請人等によりマスキングしたものに限る。） * 国民年金保険料領収証書の写し（在留諸申請
--	--	--	--	--

	P.56	○3つ目	<p>会回答票の提出は不要です。</p> <p>* 国民年金保険料の納付から被保険者記録照会（納付Ⅱ）への納付記録の反映までに時間を要することから、反映前に提出する場合は、被保険者記録照会（納付Ⅱ）に加え、該当する月の国民年金保険料領収証書の写しも提出してください。</p> <p>○ <u>租税関係法令の遵守</u></p> <p><法人の場合></p> <p>（国税）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 税目を源泉所得税及び復興特別所得税、法人税、消費税及び地方消費税とする納税証明書（その3） ・ 上記税目のうち、未納がある税目に係る「未納税額のみ」の納税証明書（その1）で、備考欄に換価の猶予、納税の猶予又は納付受託中である旨の記載があるもの <ul style="list-style-type: none"> * 納税緩和措置（換価の猶予、納税の猶予又は納付受託）を受けている場合 <p>（地方税）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 税目を法人住民税とする納税証明書（初めて受け入れる場合は直近1年分、受入れを継続している場合には直近2年分） ・ 納税緩和措置（換価の猶予、納税の猶予又は納付受託）に係る通知書の写し <ul style="list-style-type: none"> * 納税緩和措置（換価の猶予、納税の猶予又は 	<p>のあった日の属する月の前々月までの24か月分全て）を提出する場合は、被保険者記録照会回答票の提出は不要です。</p> <p>* 国民年金保険料の納付から被保険者記録照会（納付Ⅱ）への納付記録の反映までに時間を要することから、反映前に提出する場合は、被保険者記録照会（納付Ⅱ）に加え、該当する月の国民年金保険料領収証書の写しも提出してください。</p> <p>○ <u>租税関係法令の遵守</u></p> <p><法人の場合></p> <p>（国税）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 税目を源泉所得税及び復興特別所得税、法人税、消費税及び地方消費税とする納税証明書（その3） ・ 上記税目のうち、未納がある税目に係る「未納税額のみ」の納税証明書（その1）で、備考欄に換価の猶予、納税の猶予又は納付受託中である旨の記載があるもの（猶予期間内のものに限る。） <ul style="list-style-type: none"> * 納税緩和措置（換価の猶予、納税の猶予又は納付受託）を受けている場合 <p>（地方税）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 税目を法人住民税とする直近2年度分の納税証明書 ・ 納税緩和措置（換価の猶予、納税の猶予又は納付受託）に係る通知書の写し（猶予期間内のものに限る。） <ul style="list-style-type: none"> * 納税緩和措置（換価の猶予、納税の猶予又は
--	------	------	--	--

			<p>納付受託)の適用を受けていることが納税証明書に記載されていない場合</p> <p><個人事業主の場合></p> <p>(国税)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・税目を源泉所得税及び復興特別所得税、申告所得税及び復興特別所得税、消費税及び地方消費税、相続税、贈与税とする納税証明書(その3) ・上記税目のうち、未納がある税目に係る「未納税額のみ」の納税証明書(その1)で、備考欄に換価の猶予、納税の猶予又は納付受託中である旨の記載があるもの <p>＊納税緩和措置(換価の猶予、納税の猶予又は納付受託)を受けている場合</p> <p>(地方税)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・税目を個人住民税とする納税証明書(初めて受け入れる場合は直近1年分、受入れを継続している場合には直近2年分) ・納税緩和措置(換価の猶予、納税の猶予又は納付受託)に係る通知書の写し <p>＊納税緩和措置(換価の猶予、納税の猶予又は納付受託)の適用を受けていることが納税証明書に記載されていない場合</p> <p>(注)地方出入国在留管理局は、特定技能所属機関に対して受入れが適正に行われていることを確認するために実地調査等を行うことがあり、必要に応じ、領収書の写しや証明書の提出が求められることがあります。</p>	<p>納付受託)の適用を受けていることが納税証明書に記載されていない場合</p> <p><個人事業主の場合></p> <p>(国税)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・税目を源泉所得税及び復興特別所得税、申告所得税及び復興特別所得税、消費税及び地方消費税、相続税、贈与税とする納税証明書(その3) ・上記税目のうち、未納がある税目に係る「未納税額のみ」の納税証明書(その1)で、備考欄に換価の猶予、納税の猶予又は納付受託中である旨の記載があるもの(猶予期間内のものに限る。) <p>＊納税緩和措置(換価の猶予、納税の猶予又は納付受託)を受けている場合</p> <p>(地方税)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・税目を個人住民税とする直近2年度分の納税証明書 ・納税緩和措置(換価の猶予、納税の猶予又は納付受託)に係る通知書の写し(猶予期間内のものに限る。) <p>＊納税緩和措置(換価の猶予、納税の猶予又は納付受託)の適用を受けていることが納税証明書に記載されていない場合</p> <p>(注)地方出入国在留管理局は、特定技能所属機関に対して受入れが適正に行われていることを確認するために実地調査等を行うことがあり、必要に応じ、領収書の写しや証明書の提出が求められることがあります。</p>
--	--	--	---	--

P.5 6	<p>【留意事項】</p> <p>○1つ目</p>	<p>【留意事項】</p> <p>○ 労働関係法令を遵守しているとは、具体的には次の場合をいいます。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・労働基準法等の基準にのっとり特定技能雇用契約が締結されていること ・雇用保険及び労災保険の適用事業所である場合は、当該保険の適用手続及び保険料の納付を適切に行っていること。労働保険料等納付証明書（未納なし証明）は、都道府県労働局へ申請してください。なお、労働保険の保険料の未納があった場合であっても、地方出入国在留管理局の助言・指導に基づき納付手続を行った場合には、労働関係法令を遵守しているものと評価されますので、必要な手続を行ってください。 ・特定技能外国人との雇用契約に当たり、その成立のあっせんを行う者が存在する場合にあっては、職業安定法第30条、第33条及び第33条の3の規定に基づく無料職業紹介の届出若しくは許可又は有料職業紹介事業の許可を得ている者から求人者のあっせんを受けていること（特定技能外国人が船員職業安定法上の船員に該当する場合は、職業紹介事業者が同法第34条の規定に基づく無料の船員職業紹介事業の許可を得ていること）。 	<p>【留意事項】</p> <p>○ 労働関係法令を遵守しているとは、具体的には次の場合をいいます。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・労働基準法等の基準にのっとり特定技能雇用契約が締結されていること。 ・雇用保険及び労災保険の適用事業所である場合は、当該保険の適用手続及び保険料の納付を適切に行っていること。労働保険料等納付証明書（未納なし証明）は、都道府県労働局へ申請してください。なお、労働保険の保険料の未納があった場合であっても、地方出入国在留管理局の助言・指導に基づき納付手続を行った場合には、労働関係法令を遵守しているものと評価されますので、必要な手続を行ってください（納付緩和措置（換価の猶予、納付の猶予等）を受けている場合を含む。）。 ・特定技能外国人との雇用契約に当たり、その成立のあっせんを行う者が存在する場合にあっては、職業安定法第30条、第33条及び第33条の3の規定に基づく無料職業紹介の届出若しくは許可又は有料職業紹介事業の許可を得ている者から求人者のあっせんを受けていること（特定技能外国人が船員職業安定法上の船員に該当する場合は、職業紹介事業者が同法第34条の規定に基づく無料の船員職業紹介事業の許可を得ていること。）。
P.5 7	<p>○2つ目</p>	<p>○ 社会保険関係法令を遵守しているとは、具体的には次の場合をいいます。</p> <p>なお、社会保険料の未納があった場合であっても、</p>	<p>○ 社会保険関係法令を遵守しているとは、具体的には次の場合をいいます。</p> <p>なお、社会保険料の未納があった場合であっても、</p>

	P.58	○5つ目	<p>地方出入国在留管理局の助言・指導に基づき保険料を納付した場合には、社会保険関係法令を遵守しているものと評価されますので、未納となっている保険料を納付してください。</p> <p><健康保険及び厚生年金保険の適用事業所の場合></p> <ul style="list-style-type: none"> ・特定技能所属機関が、健康保険及び厚生年金保険の加入手続、雇用する従業員の被保険者資格取得手続を行っており、所定の保険料を適切に納付（猶予制度（分割納付）の許可を得ている場合を含む。）していること。 ＊猶予制度（分割納付）の許可を得ている場合とは、納付の猶予許可又は換価の猶予許可を受けている場合をいいます。 <p><健康保険及び厚生年金保険の適用事業所ではない場合></p> <ul style="list-style-type: none"> ・特定技能所属機関（事業主本人）が、国民健康保険及び国民年金に加入し、所定の保険料を適切に納付（国民健康保険料（税）の納付（税）緩和措置（換価の猶予、納付の猶予又は納付受託）又は国民年金保険料の免除制度の適用を受けている場合を含む。）していること。 <p>（新設）</p>	<p>地方出入国在留管理局の助言・指導に基づき保険料を納付した場合には、社会保険関係法令を遵守しているものと評価されますので、未納となっている保険料を納付してください。</p> <p><健康保険及び厚生年金保険の適用事業所の場合></p> <ul style="list-style-type: none"> ・特定技能所属機関が、健康保険及び厚生年金保険の加入手続、雇用する従業員の被保険者資格取得手続を行っており、所定の保険料を適切に納付（猶予制度（分割納付）の許可を得ている場合を含む。）していること。 <p><健康保険及び厚生年金保険の適用事業所ではない場合></p> <ul style="list-style-type: none"> ・特定技能所属機関（事業主本人）が、国民健康保険及び国民年金に加入し、所定の保険料を適切に納付（国民健康保険料（税）の納付（税）緩和措置（換価の猶予、納付の猶予又は納付受託）又は国民年金保険料の免除制度の適用を受けている場合を含む。）していること。 <p>○ 特定技能所属機関が、法人税法第2条12の7の7の通算完全支配関係、いわゆるグループ通算制度に加入している場合、法人税法第152条第1項で、「通算法人は、他の通算法人の各事業年度の所得に対する法人税（当該通算法人と当該他の通算法人ととの間に通算完全支配関係がある期間内に納税義務が成立したものに限る。）について、連帯納付の責めに任ずる。」と定め</p>
--	------	------	--	---

	<p>P.6 4</p>	<p>(5) 実習認定の取消しを受けたことによる欠格事由 【確認対象の書類】 ○1つ目</p>	<p>○ 実習実施者として技能実習生を受け入れていた際に実習認定の取消しを受けた場合、当該取消日から5年を経過しない者（取り消された者の法人の役員であった者を含む。）は、特定技能所属機関になることはできません。</p>	<p>られていることから、他の通算法人に未納があることで、当該特定技能所属機関の国税に係る税目を源泉所得税及び復興特別所得税、法人税、消費税及び地方消費税とする納税証明書（その3）が提出できない場合、租税関係法令を遵守しているものとは評価しません。</p> <p>○ 実習認定の取消しを受け、当該取消しの日から5年を経過しない者や、実習認定を取り消された時点で、当該取消しを受けた法人の役員であった者のうち、当該取消しの日から起算して5年を経過していない者は、特定技能所属機関になることはできません。</p>
	<p>P.7 4</p>	<p>(12) 派遣形態による受入れに関するもの ○1つ目</p>	<p>○ 特定技能外国人を派遣労働者として受入れをする場合には、派遣元は当該外国人が従事することとなる特定産業分野に関する業務を行っていることなどが求められるほか、出入国在留管理庁長官と当該特定産業分野を所管する関係行政機関の長との協議により適当であると認められた場合に限られます。</p>	<p>○ 特定技能外国人を派遣労働者として受け入れる場合には、派遣元は当該外国人が従事することとなる特定産業分野に関する業務を行っていることなどが求められるほか、出入国在留管理庁長官と当該特定産業分野を所管する関係行政機関の長との協議により適当であると認定された場合に限られます。</p>
	<p>P.7 4</p>	<p>○2つ目</p>	<p>(新設)</p>	<p>○ 当該認定期間は認定日から3年間有効ですが、当該認定期間を経過した場合は、特定技能外国人を派遣労働者として受け入れることができなくなるため留意してください。在留期限までに当該認定期間が満了する場合は、事前に申請の提出先である地方出入国在留管理局にご申告・ご相談ください。</p>

P.76	<p>【留意事項】</p> <p>○4つ目</p>	<p>【留意事項】</p> <p>○ 雇用形態を「直接雇用」から「派遣雇用」に変更する場合には、派遣開始のおおむね2か月前にあらかじめ雇用契約を締結した上で届出が必要となります（同届出については後記第7章第1節第1別表項番Iを参照）。</p>	<p>【留意事項】</p> <p>○ 雇用形態を「直接雇用」から「派遣雇用」に変更する場合には、派遣開始のおおむね3か月前にあらかじめ雇用契約を締結した上で届出が必要となります（同届出については後記第7章第1節第1別表項番IIを参照）。</p>
P.76	<p>(13) 労災保険法に係る措置等に関するもの</p> <p>【確認対象の書類】</p>	<p>【確認対象の書類】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・雇用条件書の写し（参考様式第1-6号）※10か国語の翻訳様式をHP掲載 <p><労働保険の適用事業所の場合></p> <p>（初めて受入れる場合）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・本節第1（1）の【確認対象の書類】欄の<労働保険の適用事業所の場合>を参照してください。 <p><労働保険の適用事業所ではない場合></p> <ul style="list-style-type: none"> ・民間保険の加入を証明する資料 	<p>【確認対象の書類】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・雇用条件書の写し（参考様式第1-6号）※10か国語の翻訳様式をHP掲載 <p><労働保険の適用事業所の場合></p> <ul style="list-style-type: none"> ・本節第1（1）の【確認対象の書類】欄の<労働保険の適用事業所の場合>を参照してください。 <p><労働保険の適用事業所ではない場合></p> <ul style="list-style-type: none"> ・民間保険の加入を証明する資料
P.78	<p>(15) 報酬の口座振込み等に関するもの</p> <p>○2つ目</p>	<p>○ 預貯金口座への振込み以外の支払方法を使った場合には、じ後に出入国在留管理庁長官に対しその支払の事実を裏付ける客観的な資料を提出し、出入国在留管理庁長官の確認を受けることが求められます。</p>	<p>○ 預貯金口座への振込み以外の支払方法を使った場合には、定期届出の際に出入国在留管理庁長官に対しその支払の事実を裏付ける客観的な資料を提出し、出入国在留管理庁長官の確認を受けることが求められません。</p>
P.78	<p>【留意事項】</p> <p>○2つ目</p>	<p>【留意事項】</p> <p>○ 預貯金口座への振込み以外の支払方法を使った場合の出入国在留管理庁長官の確認については、特定技能所属機関が1年に1度提出する受入れ・活動・支援実施状況に関する届出（第7章第6節）の際に、次の書類を</p>	<p>【留意事項】</p> <p>○ 預貯金口座への振込み以外の支払方法を使った場合の出入国在留管理庁長官の確認については、特定技能所属機関が1年に1度提出する受入れ・活動・支援実施状況に関する届出（第7章第7節）の際に、次の書類を</p>

			提出することにより行われます。 ・報酬支払証明書（参考様式第5－7号）	提出することにより行われます。 ・報酬支払証明書（参考様式第5－7号）
1 2	P.8 9	第2 適合1号 特定技能外国人 支援計画の適正 な実施の確保に 係るもの （6）定期的な 面談の実施に関 するもの 【留意事項】 ○4つ目	（新設）	【留意事項】 ○ 定期面談報告書（参考様式第5－5号、第5－6号） に面談結果を記載の上、1号特定技能外国人支援の状 況に係る文書として保存してください。
1 3	P.9 9	第7章 特定技 能所属機関に関 する届出 ○1つ目 ○2つ目	○ 特定技能所属機関は、特定技能雇用契約や1号特定 技能外国人支援計画等に関する各種届出が義務付けら れており、届出の不履行や虚偽の届出については罰則 の対象とされていますので留意してください。 ○ 各種届出の受理後、地方出入国在留管理局において 届出内容から基準不適合が確認された場合には、是正 するよう指導・助言することとなりますので、指導・助 言を受けた特定技能所属機関は、当該指導・助言に従っ て是正を行ってください。なお、当該指導・助言に従わ ない場合は、改善命令の対象となることに留意願いま す。	○ 特定技能所属機関は、特定技能雇用契約や1号特定 技能外国人支援計画等に関する各種届出が義務付けら れており、届出の不履行や虚偽の届出については罰則 や過料の対象とされていますので留意してください。 ○ 各種届出の受理後、地方出入国在留管理局において 届出内容から基準不適合が確認された場合には、是正 するよう指導・助言することとなりますので、指導・助 言を受けた特定技能所属機関は、当該指導・助言に従っ て是正を行ってください。なお、当該指導・助言に従わ ない場合は、改善命令の対象となることに留意してく ださい。
1 4	P.1 0 1	第1節 特定技 能雇用契約に関 する届出 第1 契約変更	①就業場所（事業所）を変更する場合には届出が必要（連 絡先のみの変更を除く。） 具体例として、 ・従前勤務していた事業所から他の事業所へ転勤した場	①就業場所（事業所）を変更する場合には届出が必要（連 絡先のみの変更を除く。） 具体例として、 ・従前勤務していた事業所から他の事業所へ転勤した場

		<p>の届出 別表（特定技能 雇用契約の変更 関係） Ⅱ 就業の場所 特記事項</p>	<p>合</p> <ul style="list-style-type: none"> ・当初の雇用条件書に記載していない他の事業所において掛け持ちで勤務することになった場合 などがあげられる ②運用要領別冊（分野別）において就業場所（事業所）について確認対象の書類が定められている場合の届出に当たっては当該書類の提出が必要（対象分野は、介護、工業製品製造業、ビルクリーニング、宿泊、外食業）。 ③労働者派遣の場合であって、在留諸申請の際に提出した派遣計画書に記載していない派遣先若しくは就労（作業）場所で就労することとなる場合又は新たな派遣先若しくは就労（作業）場所を追加する場合には届出が必要 ④雇用形態を「派遣雇用」から「直接雇用」に変更した場合には届出が必要 ⑤雇用形態を「直接雇用」から「派遣雇用」に変更した場合には届出が必要（なお、「直接雇用」から「派遣雇用」に変更する場合には、派遣開始の概ね2か月前にあらかじめ雇用契約を締結し、届出が必要） 	<p>合</p> <ul style="list-style-type: none"> ・当初の雇用条件書に記載していない他の事業所において掛け持ちで勤務することになった場合 などがあげられる ②運用要領別冊（分野別）において就業場所（事業所）について確認対象の書類が定められている場合の届出に当たっては当該書類の提出が必要（対象分野は、介護、工業製品製造業、ビルクリーニング、宿泊、外食業）。 ③労働者派遣の場合であって、在留諸申請の際に提出した派遣計画書に記載していない派遣先若しくは就労（作業）場所で就労することとなる場合又は新たな派遣先若しくは就労（作業）場所を追加する場合には届出が必要 ④雇用形態を「派遣雇用」から「直接雇用」に変更した場合には届出が必要 ⑤雇用形態を「直接雇用」から「派遣雇用」に変更した場合には届出が必要（なお、「直接雇用」から「派遣雇用」に変更する場合には、派遣開始の概ね3か月前にあらかじめ雇用契約を締結し、届出が必要）
P.102	Ⅲ 従事すべき 業務の内容 添付書類	<p><共通></p> <ul style="list-style-type: none"> ・雇用条件書の写し（参考様式第1－6号） <p><右記①の場合></p> <ul style="list-style-type: none"> ・特定技能外国人が従事しようとする業務に必要な技能水準を有することを証明する資料 	<p><共通></p> <ul style="list-style-type: none"> ・雇用条件書の写し（参考様式第1－6号） <p><右記①の場合></p> <ul style="list-style-type: none"> ・特定技能外国人が従事しようとする業務に必要な技能水準を有することを証明する資料（運用要領別冊（分野別）を参照） 	
P.102	特記事項	①同一分野内で従事する業務区分を変更する場合には届出が必要（従事する業務が属する特定産業分野を変更す	①同一分野内で従事する業務区分を変更する場合には届出が必要（従事する業務が属する特定産業分野を変更す	

	P.104	IX その他（社会保険の加入状況・労働保険の適用状況、健康診断、帰国担保措置） 添付書類	<p>る場合は在留資格変更許可申請が必要)</p> <p>②分野別運用方針要領に定める「特定技能外国人が従事する業務」に従事しないこととなった場合に届出が必要</p> <p><共通></p> <ul style="list-style-type: none"> ・雇用条件書の写し（参考様式第1－6号） <p><右記③の場合></p> <ul style="list-style-type: none"> ・特定技能所属機関の労働保険関係成立届の写し、労働保険の概算保険料申告書の写し又は労働保険料等納付証明書（未納なし証明）など 	<p>る場合は在留資格変更許可申請が必要)</p> <p>②分野別運用方針に定める「特定技能外国人が従事する業務」に従事しないこととなった場合に届出が必要</p> <p><共通></p> <ul style="list-style-type: none"> ・雇用条件書の写し（参考様式第1－6号） <p><右記③の場合></p> <ul style="list-style-type: none"> ・特定技能所属機関の労働保険関係成立届の写し、労働保険の概算保険料申告書の写し又は労働保険料等納付証明書（未納なし証明）など保険加入又は保険喪失をしたことを証明する資料
15	P.115	第4節 特定技能外国人の受入れ困難時の届出 ○2つ目	<p>○ 受入れ困難の事由発生日とは、主に</p> <ul style="list-style-type: none"> ・経営上の都合により解雇の予告をしたとき・特定技能所属機関が基準不適合となり、特定技能外国人の受入れの継続が困難となったとき ・法人の解散の意思決定がなされたとき ・重責解雇（労働者の責めに帰すべき事由によるもの）となるような事由が判明したとき ・「特定技能」以外の在留資格へ変更申請をしたとき（自己都合退職した場合を除く。）・特定技能外国人が行方不明となったとき ・個人事業主・特定技能外国人が死亡したとき ・特定技能外国人が許可を受けた日から1か月経過しても就労を開始していない場合 ・特定技能外国人が雇用後に1か月以上活動ができない事情（産前産後休業、育児休業、病気・怪我（労災を含む。）による休業等）が生じた場合などがあります。 	<p>○ 受入れ困難の事由発生日とは、主に</p> <ul style="list-style-type: none"> ・経営上の都合により解雇の予告をしたとき・特定技能所属機関が基準不適合となり、特定技能外国人の受入れの継続が困難となったとき ・法人の解散の意思決定がなされたとき ・重責解雇（労働者の責めに帰すべき事由によるもの）となるような事由が判明したとき ・「特定技能」以外の在留資格へ変更申請をしたとき（自己都合退職した場合を除く。）・特定技能外国人が行方不明となったとき ・個人事業主・特定技能外国人が死亡したとき ・特定技能外国人が許可を受けた日から1か月経過しても就労を開始していない場合 ・特定技能外国人が雇用後に1か月以上活動ができない事情（産前産後休業、育児休業、病気・怪我（労災を含む。）による休業等）が生じた場合 ・再入国許可（みなし再入国許可を含む。）を受け

			<p>※ 特定技能外国人が許可を受けてから1か月経過しても就労を開始できない場合も受入れ困難の事由に含まれます。受入れ予定の外国人の在留審査の結果等の情報については、確実に把握するよう努めてください。</p>	<p>ずに出国すること又は再入国許可（みなし再入国許可を含む。）を受け出国したが同許可期限内に再入国しないことが判明した場合 などがあります。</p> <p>※ 特定技能外国人が許可を受けてから1か月経過しても就労を開始できない場合も受入れ困難の事由に含まれます。受入れ予定の外国人の在留審査の結果等の情報については、確実に把握するよう努めてください。</p>
16	P.119	<p>第6節 特定技能外国人の受入れ・活動・支援実施状況に係る届出</p> <p>【関係規定】 法第19条の18</p> <p>2 特定技能所属機関は、前項の規定により届出をする場合を除くほか、法務省令で定めるところにより、出入国在留管理庁長官に対し、次に掲げる事項を届け出なければならない。</p> <p>一 受け入れている特定技能外国人（特定技能の在留資格をもって本邦に在留する外国人をいう。以下この款及び第8章において同じ。）の氏名及びその活動の内容その他の法務省令で定める事項</p> <p>二 第2条の5第6項の規定により適合1号特定技能外国人支援計画を作成した場合には、その実施の状況（契約により第19条の27第1項に規定する登録支援機関に適合1号特定技能外国人支援計画の全部の実施を委託したときを除く。）</p> <p>三 前2号に掲げるもののほか、特定技能外国人の在</p>	(削除)	

			<p>留管理に必要なものとして法務省令で定める事項</p> <p>施行規則第19条の18</p> <p>法第19条の18第2項第1号に規定する法務省令で定める事項は、次に掲げる事項とする。</p> <ul style="list-style-type: none">一 届出の対象となる期間内に受け入れていた特定技能外国人の総数二 届出に係る特定技能外国人の氏名、生年月日、性別、国籍・地域及び在留カードの番号三 届出に係る特定技能外国人が法別表第1の2の表の特定技能の項の下欄に掲げる活動を行つた期間、活動の場所及びこれに対する報酬 <p>2 法第19条の18第2項第3号に規定する法務省令で定める事項は、次に掲げる事項とする。</p> <ul style="list-style-type: none">一 次項に規定する届出の対象となる期間（以下この号において「対象期間」という。）内に受け入れていた特定技能外国人1人当たりの当該対象期間における平均した1月当たりの労働日数、対象期間内に受け入れていた特定技能外国人1人当たりの当該対象期間における平均した1月当たりの報酬その他の特定技能外国人の受入れの状況二 特定技能所属機関の氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名並びに労働、社会保険及び租税に関する法令の規定を遵守していることその他の特定技能基準省令第2条第1項各号及び第2項各号に掲げる基準に適合しているかどうかを判断するために必要な事項 <p>3 法第19条の18第2項の規定による届出は、当該</p>	
--	--	--	--	--

			<p>届出をしようとする特定技能所属機関が、毎年5月31日までに、その年の前年の4月1日からその年の3月31日までの期間内における同項各号に規定する事項を記載した書面を、地方出入国在留管理局に提出して行わなければならない。この場合において、当該特定技能所属機関は、前項第2号に掲げる事項を明らかにする資料を当該書面と併せて提出しなければならない。</p> <p>○ 特定技能所属機関は、1年に1度、特定技能外国人の在留管理に必要なものとして法務省令で定める事項について、出入国在留管理庁電子届出システムを利用して届出を行うか、当該機関の住所（雇用する特定技能外国人の指定書に記載の住所）を管轄する地方出入国在留管理局に書類を提出して届出を行わなければならない。</p> <p>○ 以下の適格性書類については、「特定技能外国人の受入れ・活動・支援実施状況に係る届出」の添付書類として提出しなければならない。</p> <p>(適格性書類)</p> <ul style="list-style-type: none">・ 特定技能所属機関概要書（参考様式第1-11-1号）・ 登記事項証明書・ 業務執行に参与する役員の住民票の写し・ 特定技能所属機関の役員に関する誓約書（参考様式第1-23号）	
--	--	--	---	--

			<ul style="list-style-type: none">・(特定技能所属機関の) 労働保険料の納付に係る資料・(特定技能所属機関の) 社会保険料の納付に係る資料・(特定技能所属機関の) 国税の納付に係る資料・(特定技能所属機関の) 法人住民税の納付に係る資料 <p>○ これらの適格性書類については、一定の基準を満たす場合、提出を省略することが可能です。一定の基準とは、①過去3年間に指導勧告書の交付又は改善命令処分を受けておらず、②在留諸申請をオンライン申請、各種届出を電子届出で行い、かつ③一定の実績があり、適正な受入れを行うことが見込まれる機関(下記①から⑥までのいずれかに該当する機関)であることです。詳細は、出入国在留管理庁ホームページを御参照ください。</p> <ul style="list-style-type: none">① 日本の証券取引所に上場している企業② 保険業を営む相互会社③ 高度専門職省令第1条第1項各号の表の特別加算の項の中欄イ又はロの対象企業(イノベーション創出企業)④ 一定の条件を満たす企業等⑤ 前年分の給与所得の源泉徴収票等の法定調書合計表中、給与所得の源泉徴収票合計表の源泉徴収税額が1,000万円以上ある団体・個人⑥ 特定技能所属機関として3年間の継続した受入れ	
--	--	--	---	--

			<p>実績を有し、過去3年間に債務超過となっていない法人</p> <p>なお、在留諸申請をオンライン申請、各種届出を電子届出で行うためには、事前の利用者登録が必要です。</p> <p>また、適格性書類の提出を省略する場合であっても、必要に応じて地方出入国在留管理局から提出を求められた場合は提出する必要があることに留意願います。</p> <p>○ 特定技能所属機関は、対象年の4月1日から翌年3月31日までの受入れ・活動・支援実施状況に係る届出を翌年4月1日から5月31日までに提出する必要があります。</p> <p>○ 一時帰国等により届出対象期間中に全く就業していない場合であっても、特定技能所属機関に所属している場合は届出の対象になります。</p> <p>現時点で既に退職している場合であっても、届出対象期間中に一日でも所属していた場合は、同様に届出の対象になります。</p> <p>○ 届出事項は次のとおりとなっています。</p> <ul style="list-style-type: none">① 受け入れている特定技能外国人数② 実労働日数③ 所定内実労働時間数④ 超過実労働時間数⑤ きまって支給する現金給与額（超過労働給与額を	
--	--	--	---	--

			<p>含む。)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・うち超過労働給与額（時間外手当、深夜手当、休日手当、宿日直手当等） ・うち通勤手当 ・うち精皆勤手当 ・うち家族手当 <p>⑥ 対象期間中の賞与、期末手当等特別給与額</p> <p>⑦ 控除額</p> <ul style="list-style-type: none"> ・食費 ・居住費（水道、光熱費含む。) ・税・社会保険料 ・その他 <p>⑧ 昇給率</p> <p>⑨ 支援の実施状況</p> <p>⑩ 備考</p> <p>○ 当該届出については、届出をせず、又は虚偽の届出をした者については、罰則の対象となりますので、添付する資料を含め、十分確認をした上で届出書を提出してください。</p> <p>【確認対象の書類】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・受入れ・活動・支援実施状況に係る届出書（参考様式第3－6号） ・特定技能外国人の受入れ・活動・支援実施状況（参考様式第3－6号別紙1） ・適格性書類 <p>*一定の基準を満たす場合は、適格性書類の提出は</p>	
--	--	--	--	--

			<p>不要です。</p> <p>【留意事項】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 1号特定技能外国人支援計画の実施を登録支援機関に全部委託している場合は、特定技能所属機関が委託先の登録支援機関から支援の実施状況を取りまとめて提出する必要があります。その場合は、当該届出の支援の実施状況の部分について、登録支援機関と情報共有した上で、登録支援機関と連名で地方出入国在留管理局に提出してください。 ○ 複数の登録支援機関に支援計画の実施の全部委託をしている場合には、別紙の署名欄(参考様式第3-6号(別紙2))を作成して提出してください。 ○ 備考欄については、必要な添付書類を提出できない理由など地方出入国在留管理局に対する伝達事項を記載し、必要に応じて別紙(任意様式)を添付してください。 ○ 参考様式第3-6号(別紙1)の特定技能外国人の一覧については、特定技能外国人を受け入れている事業所ごとに作成してください。 ○ 参考様式第3-6号(別紙1)において、預貯金口座への振り込み以外の方法で報酬を支払っている場合については、報酬支払証明書(参考様式第5-7号)を提出する必要があります。 	
17	P.119	第6節 1号特定技能外国人支援計画の実施困難に係る届出	第7節 1号特定技能外国人支援計画の実施困難に係る届出	第6節 1号特定技能外国人支援計画の実施困難に係る届出

	P.1 2 1	【留意事項】 ○2つ目	○ 実施予定となっていた支援を実施しなかった場合は、支援未実施に係る理由書（参考様式第5—1 3号）を作成し、提出してください。	○ 実施予定となっていた支援の実施が困難となった場合は、支援実施困難に係る理由書（参考様式第5—1 3号）を作成し、提出してください。
1 8	P.1 2 1	第7節 特定技能外国人の受入れ・活動・支援実施状況に係る届出	(新設)	<p>第7節 特定技能外国人の受入れ・活動・支援実施状況に係る届出</p> <p>【関係規定】</p> <p>法第19条の18</p> <p>2 特定技能所属機関は、前項の規定により届出をする場合を除くほか、法務省令で定めるところにより、出入国在留管理庁長官に対し、次に掲げる事項を届け出なければならない。</p> <p>一 受け入れている特定技能外国人（特定技能の在留資格をもって本邦に在留する外国人をいう。以下この款及び第8章において同じ。）の氏名及びその活動の内容その他の法務省令で定める事項</p> <p>二 第2条の5第6項の規定により適合1号特定技能外国人支援計画を作成した場合には、その実施の状況（契約により第19条の27第1項に規定する登録支援機関に適合1号特定技能外国人支援計画の全部の実施を委託したときを除く。）</p> <p>三 前2号に掲げるもののほか、特定技能外国人の在留管理に必要なものとして法務省令で定める事項</p> <p>施行規則第19条の18</p> <p>法第19条の18第2項第1号に規定する法務省令で定める事項は、次に掲げる事項とする。</p> <p>一 届出の対象となる期間内に受け入れていた特定技</p>

				<p>能外国人の総数</p> <p>二 届出に係る特定技能外国人の氏名、生年月日、性別、国籍・地域及び在留カードの番号</p> <p>三 届出に係る特定技能外国人が法別表第1の2の表の特定技能の項の下欄に掲げる活動を行つた期間、活動の場所及びこれに対する報酬</p> <p>2 法第19条の18第2項第3号に規定する法務省令で定める事項は、次に掲げる事項とする。</p> <p>一 次項に規定する届出の対象となる期間（以下この号において「対象期間」という。）内に受け入れていた特定技能外国人1人当たりの当該対象期間における平均した1月当たりの労働日数、対象期間内に受け入れていた特定技能外国人1人当たりの当該対象期間における平均した1月当たりの報酬その他の特定技能外国人の受入れの状況</p> <p>二 特定技能所属機関の氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名並びに労働、社会保険及び租税に関する法令の規定を遵守していることその他の特定技能基準省令第2条第1項各号及び第2項各号に掲げる基準に適合しているかどうかを判断するために必要な事項</p> <p>3 法第19条の18第2項の規定による届出は、当該届出をしようとする特定技能所属機関が、毎年5月31日までに、その年の前年の4月1日からその年の3月31日までの期間内における同項各号に規定する事項を記載した書面を、地方出入国在留管理局に提出して行わなければならない。この場合において、当該特定技能所属機関は、前項第2号に掲げる事項を明らかに</p>
--	--	--	--	---

				<p>する資料を当該書面と併せて提出しなければならない。</p> <p>○ 特定技能所属機関は、対象年の4月1日から翌年3月31日までの受入れ・活動・支援実施状況に係る特定技能外国人の在留管理に必要なものとして法務省令で定める事項について、翌年4月1日から5月31日までに、出入国在留管理庁電子届出システムを利用して届出を行うか、当該機関の住所（雇用する特定技能外国人の指定書に記載の住所）を管轄する地方出入国在留管理局に書類を提出して届出を行わなければなりません。</p> <p>○ 一時帰国等により届出対象期間中に全く就業していない場合であっても、特定技能所属機関に所属している場合は届出の対象になります。現時点で既に退職している場合であっても、届出対象期間中に一日でも所属していた場合は、同様に届出の対象になります。</p> <p>○ 当該届出については、届出をせず、又は虚偽の届出をした者については、罰則や過料の対象となりますので、添付する資料を含め、十分確認をした上で届出書を提出してください。</p> <p>○ 主な届出事項は次のとおりです。</p> <ol style="list-style-type: none">① 受け入れている特定技能外国人数② 実労働日数③ 所定内実労働時間数
--	--	--	--	---

				<p>④ 超過実労働時間数</p> <p>⑤ きまって支給する現金給与額（超過労働給与額を含む。）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・うち超過労働給与額（時間外手当、深夜手当、休日手当、宿日直手当等） ・うち通勤手当 ・うち精皆勤手当 ・うち家族手当 <p>⑥ 対象期間中の賞与、期末手当等特別給与額</p> <p>⑦ 控除額</p> <ul style="list-style-type: none"> ・食費 ・居住費（水道、光熱費含む。） ・税・社会保険料 ・その他 <p>⑧ 昇給率</p> <p>⑨ 支援の実施状況</p> <p>⑩ 備考</p> <p>○ 以下の適格性書類については、「特定技能外国人の受入れ・活動・支援実施状況に係る届出」の添付書類として提出しなければなりません。</p> <p>（適格性書類）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・特定技能所属機関概要書（参考様式第1-11-1号） ・中長期在留者の受入れ実績等に関する資料 ※自社支援の場合のみ ・登記事項証明書 ※法人のみ
--	--	--	--	---

				<ul style="list-style-type: none"> ・業務執行に関与する役員又は個人事業主の住民票の写し ・特定技能所属機関の役員に関する誓約書（参考様式第1-23号） ※法人のみ ・（特定技能所属機関の）労働保険料の納付に係る資料 ・（特定技能所属機関の）社会保険料の納付に係る資料 ・（特定技能所属機関の）国税の納付に係る資料 ・（特定技能所属機関の）法人住民税又は個人住民税の納付に係る資料 <p>○ これらの適格性書類については、一定の基準を満たす場合、提出を省略することが可能です。一定の基準とは、①過去3年間に指導勧告書の交付又は改善命令処分を受けておらず、②在留諸申請をオンライン申請、各種届出を電子届出で行い、かつ③一定の実績があり、適正な受入れを行うことが見込まれる機関（下記①から⑥までのいずれかに該当する機関）であることです。詳細は、出入国在留管理庁ホームページを御参照ください。</p> <ul style="list-style-type: none"> ① 日本の証券取引所に上場している企業 ② 保険業を営む相互会社 ③ 高度専門職省令第1条第1項各号の表の特別加算の項の中欄イ又はロの対象企業（イノベーション創出企業） ④ 一定の条件を満たす企業等
--	--	--	--	---

				<p>⑤ 前年分の給与所得の源泉徴収票等の法定調書合計表中、給与所得の源泉徴収票合計表の源泉徴収税額が1,000万円以上ある団体・個人</p> <p>⑥ 特定技能所属機関として3年間の継続した受入れ実績を有し、過去3年間に債務超過となっていない法人</p> <p>在留諸申請をオンライン申請、各種届出を電子届出で行うためには、事前の利用者登録が必要です。登録が完了するまでには一定期間要するため、事前にご準備いただくようお願いいたします。</p> <p>また、適格性書類等の提出を省略する場合であっても、必要に応じて地方出入国在留管理局から提出を求められた場合は提出する必要があることに留意してください。</p> <p>【確認対象の書類】 ＜提出書類の一部省略が認められない場合＞</p> <ul style="list-style-type: none">・受入れ・活動・支援実施状況に係る届出書（参考様式第3－6号）・特定技能外国人の受入れ・活動・支援実施状況（参考様式第3－6号別紙1）・受入れ・活動・支援実施状況に係る届出書（署名欄）（参考様式第3－6号別紙2） <p>＊支援の実施について登録支援機関に全部委託し、複数の登録支援機関に委託している場合のみ</p> <ul style="list-style-type: none">・報酬支払証明書（参考様式第5－7号） <p>＊預金口座又は貯金口座への振込み以外の方法によって報酬の支払をした場合のみ</p>
--	--	--	--	--

				<ul style="list-style-type: none"> ・ 基準適合性に関する誓約書（参考様式第5－17号） ・ 特定技能所属機関概要書（参考様式第1－11－1号） ・ 中長期在留者の受入れ実績等に関する資料 ・ 登記事項証明書 <ul style="list-style-type: none"> * 法人の場合のみ ・ 業務執行に関与する役員又は個人事業主の住民票の写し ・ 特定技能所属機関の役員に関する誓約書（参考様式第1－23号） <ul style="list-style-type: none"> * 法人の場合のみ ・ （特定技能所属機関の）労働保険料の納付に係る資料 ・ （特定技能所属機関の）社会保険料の納付に係る資料 ・ （特定技能所属機関の）国税の納付に係る資料 ・ （特定技能所属機関の）法人住民税又は個人住民税の納付に係る資料 <p><一定の基準を満たし、提出書類の一部省略が認められる場合></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 受入れ・活動・支援実施状況に係る届出書（参考様式第3－6号） ・ 特定技能外国人の受入れ・活動・支援実施状況（参考様式第3－6号別紙1） ・ 受入れ・活動・支援実施状況に係る届出書（署名欄）（参考様式第3－6号別紙2） <ul style="list-style-type: none"> * 支援の実施について登録支援機関に全部委託し、複数の登録支援機関に委託している場合のみ ・ 報酬支払証明書（参考様式第5－7号） <ul style="list-style-type: none"> * 預金口座又は貯金口座への振込み以外の方法によ
--	--	--	--	---

				<p>って報酬の支払をした場合のみ</p> <ul style="list-style-type: none"> ・一定の事業規模及び基準適合性に関する誓約書（参考様式第5－16号） ・書類省略に当たっての誓約書（参考様式第1－29号） ・適正な受入れを行うことが見込まれる機関として、前記①～⑥に対応する次のいずれかの書類 <ol style="list-style-type: none"> ① 四季報の写し又は日本の証券取引所に上場していることを証明する文書の写し ② 四季報の写し又は日本の証券取引所に上場していることを証明する文書の写し ③ 補助金交付決定通知書の写しなど高度専門職省令第1条第1項各号の表の特別加算の項の中欄イ又はロの対象企業（イノベーション創出企業）であることを証明する文書 ④ 認定証の写しなど一定の条件を満たす企業等であることを証明する文書 ⑤ 前年分の職員の給与所得の源泉徴収票等の法定調書合計表の写し ⑥ 特定技能所属機関概要書（参考様式第1－11－1号） <p>【留意事項】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 提出書類の詳細については、定期届出提出一覧表を参照ください。 ※ 特定技能所属機関・登録支援機関による届出（提出書類） <p>https://www.moj.go.jp/isa/applications/ssw/nyuukokukanri10_00002.html</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 1号特定技能外国人支援計画の実施を登録支援機関
--	--	--	--	---

21	参考様式 第1-2 6号	公的義務不履行 に関する誓約書	<p>参考様式第1-26号</p> <p style="text-align: center;">公的義務履行に関する誓約書</p> <p>私は、下記の理由から、今回の在留申請において、速やかに納税義務や社会保険制度上の義務を履行することができません。</p> <p>ついては、今般、地方出入国在留管理局から指導を受けた納税義務や社会保険制度上の義務について、所轄官庁と相談の上速やかに履行します。</p> <p>なお、次回、在留期間更新許可申請時までには義務を履行しなかった場合には、在留期間の更新が許可されないこととなることも理解しました。</p> <p style="text-align: center;">記</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>【速やかに納税義務や社会保険制度上の義務を履行することができない理由】</p> <p><input type="checkbox"/> 現在、納付緩和措置（換価の猶予、納税（納付）の猶予又は納付受託等）又は社会保険料の納付免除措置の申請中であるため。</p> <p><input type="checkbox"/> 上記以外にやむを得ない理由がある場合は、以下に具体的な理由を記載。</p> <div style="border: 1px solid black; height: 60px; width: 100%;"></div> </div> <p><small>(注意)</small> 納税義務や社会保険制度上の義務を履行することができない理由として、納付緩和措置（換価の猶予、納税（納付）の猶予又は納付受託等）又は社会保険料の納付免除措置の申請中であることのほか、やむを得ない理由がある場合はその理由を具体的に記載すること。</p> <p style="text-align: right;">年 月 日</p> <p style="text-align: center;">署名 _____</p>	<p>参考様式第1-26号</p> <p style="text-align: center;">公的義務履行に関する誓約書</p> <p>私は、下記の理由から、速やかに納税義務や社会保険制度上の義務を履行することができません。</p> <p>ついては、今般、地方出入国在留管理局から指導を受けた納税義務や社会保険制度上の義務について、所轄官庁と相談の上速やかに履行します。</p> <p>なお、次回、在留諸申請時までには義務を履行しなかった場合には、当該在留諸申請が許可されないこととなることも理解しました。</p> <p style="text-align: center;">記</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>【速やかに納税義務や社会保険制度上の義務を履行することができない特段の事情】</p> <p><input type="checkbox"/> 年 月 日、納付緩和措置（換価の猶予、納税（納付）の猶予又は納付受託等）又は社会保険料の納付免除措置の申請しているため。</p> <p><input type="checkbox"/> 上記以外にやむを得ない理由がある場合は、以下に具体的な理由を記載。</p> <div style="border: 1px solid black; height: 60px; width: 100%;"></div> </div> <p><small>(注意)</small> 納税義務や社会保険制度上の義務を履行することができない理由として、納税（納付）緩和措置（換価の猶予、納税（納付）の猶予又は納付受託等）又は社会保険料の納付免除措置の申請中であることのほか、やむを得ない理由がある場合はその理由を具体的に記載すること。</p> <p style="text-align: right;">年 月 日</p> <p style="text-align: center;">署名 _____</p>
----	--------------------	--------------------	---	--

<p>22</p>	<p>参考様式 第1-2 9号</p>	<p>書類省略に当た る誓約書</p>	<p>参考様式第1-29号</p> <p style="text-align: center;">書類省略に当たっての誓約書</p> <p>今般の申請にあたり、以下の事項を含め、出入国管理及び難民認定法令に適合していることを、誓約します。この誓約が虚偽であり、又はこの誓約に反した場合には、出入国管理及び難民認定法令に関し不正又は著しい不当な行為をしたものとして5年間の受入れができないこととなることを理解しています。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 申請書（所属機関作成用）で申告した事項及びその他提出書類の内容に虚偽でなく、以下のいずれにも滞納がないこと <ol style="list-style-type: none"> (1) 労働関係法令の遵守 <ul style="list-style-type: none"> 労働保険料（適用事業所のみ） (2) 社会保険関係法令の遵守 <ul style="list-style-type: none"> ア 健康保険・厚生年金保険の適用事業所の場合 イ 健康保険・厚生年金保険の適用事業所の場合ではない場合 <ul style="list-style-type: none"> (ア) 事業主の国民健康保険料 (イ) 事業主の国民年金保険料 (3) 租税関係の法令遵守 <ul style="list-style-type: none"> ア 法人の場合 <ul style="list-style-type: none"> (ア) 国税（源泉所得税及び復興特別所得税、法人税、消費税及び地方消費税） (イ) 地方税（法人住民税） イ 個人事業主の場合 <ul style="list-style-type: none"> (ア) 国税（源泉所得税及び復興特別所得税、消費税及び地方消費税、相続税、贈与税） (イ) 地方税（個人住民税） 2 特定技能外国人の受入れ後は、出入国管理及び難民認定法第19条の18第2項第1号又は第3号の規定に基づき、事実在即した内容を適正に届け出ること 3 出入国在留管理局が行う、関係書類の提出指導、事情聴取、実地調査等の調査に応じること <p style="text-align: right;">年 月 日</p> <p style="text-align: center;">特定技能所属機関名</p>	<p>参考様式第1-29号</p> <p style="text-align: center;">書類省略に当たっての誓約書</p> <p>今般の申請又は届出にあたり、以下の事項を含め、出入国管理及び難民認定法令に適合していることを、誓約します。この誓約が虚偽であり、又はこの誓約に反した場合には、出入国管理及び難民認定法令に関し不正又は著しい不当な行為をしたものとして5年間の受入れができないこととなることを理解しています。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 申請書（所属機関作成用）又は受入れ・活動・支援実施状況に係る届出書で申告した事項及びその他提出書類の内容に虚偽でなく、以下のいずれにも滞納がないこと <ol style="list-style-type: none"> (1) 労働関係法令の遵守 <ul style="list-style-type: none"> 労働保険料（適用事業所のみ） (2) 社会保険関係法令の遵守 <ul style="list-style-type: none"> ア 健康保険・厚生年金保険の適用事業所の場合 イ 健康保険・厚生年金保険の適用事業所の場合ではない場合 <ul style="list-style-type: none"> (ア) 事業主の国民健康保険料 (イ) 事業主の国民年金保険料 (3) 租税関係の法令遵守 <ul style="list-style-type: none"> ア 法人の場合 <ul style="list-style-type: none"> (ア) 国税（源泉所得税及び復興特別所得税、法人税、消費税及び地方消費税） (イ) 地方税（法人住民税） イ 個人事業主の場合 <ul style="list-style-type: none"> (ア) 国税（源泉所得税及び復興特別所得税、消費税及び地方消費税、相続税、贈与税） (イ) 地方税（個人住民税） 2 特定技能外国人の受入れ後は、出入国管理及び難民認定法第19条の18第2項各号の規定に基づき、事実在即した内容を適正に届け出ること 3 出入国在留管理局が行う、関係書類の提出指導、事情聴取、実地調査等の調査に応じること <p style="text-align: right;">年 月 日</p> <p style="text-align: center;">特定技能所属機関名</p>
-----------	-----------------------------	-------------------------	---	--

23	参考様式 第1-3 1号	通算在留期間を 超える在留に関 する申立書	<p>参考様式第1-31号</p> <p>通算在留期間を超える在留に関する申立書</p> <p>私は、在留資格「特定技能1号」で在留中、特定技能の在留資格に係る制度の運用に関する方針に定められている在留資格「特定技能2号」の技能水準として必要な試験等に別添の試験結果通知書の写しとおり不合格となったところ、当該試験等の再受験のため、引き続き在留資格「特定技能1号」での在留を希望しますので、下記のとおり申し立てます。</p> <p>記</p> <p>1 身分事項 氏名・性別（ローマ字）： _____ 男・女 生年月日： _____ 年 _____ 月 _____ 日 国籍・地域： _____</p> <p>2 不合格となった試験等（複数ある場合は全て記載） 特定産業分野・業務区分： 試験等の名称： 受験年月日： _____ 年 _____ 月 _____ 日 試験結果通知書の発行年月日： _____ 年 _____ 月 _____ 日 総得点： 合格基準点の8割の点数又は80パーセント： ※総得点が合格基準点の8割の点数又は80パーセントを上回っているものが対象。</p> <p>3 誓約事項 私は以下の事項について誓約します。 <input type="checkbox"/> 合格基準点の8割以上の得点を取得した上記2の試験等の合格に向けて精励し、かつ、同試験等を受験します。 <input type="checkbox"/> 上記2の試験等に合格した場合、速やかに「特定技能2号」の在留資格変更許可申請を行います。 <input type="checkbox"/> 上記2の試験等に合格できなかった場合、速やかに帰国します。 _____ 年 _____ 月 _____ 日 申請人の署名 _____</p> <p>4 特定技能所属機関の誓約事項（特定技能所属機関において記載） 特定技能所属機関として、以下の事項について誓約します。 <input type="checkbox"/> 当機関において、引き続き上記1の申請人の雇用を継続します。 <input type="checkbox"/> 当機関では、上記2の試験等の合格に向けた指導・研修・支援等を行う体制を有しています。 _____ 年 _____ 月 _____ 日 特定技能所属機関の氏名又は名称 _____ 作成責任者の署名 _____</p>	<p>参考様式第1-31号</p> <p>通算在留期間を超える在留に関する申立書</p> <p>私は、特定技能の在留資格に係る制度の運用に関する方針に定められている在留資格「特定技能2号」の技能水準として必要な試験等に別添の試験結果通知書の写しとおり不合格となったところ、当該試験等の再受験のため、在留資格「特定技能1号」での在留を希望しますので、下記のとおり申し立てます。</p> <p>記</p> <p>1 身分事項 氏名・性別（ローマ字）： _____ 男・女 生年月日： _____ 年 _____ 月 _____ 日 国籍・地域： _____</p> <p>2 不合格となった試験等（複数ある場合は全て記載） 特定産業分野・業務区分： 試験等の名称： 受験年月日： _____ 年 _____ 月 _____ 日 試験結果通知書の発行年月日： _____ 年 _____ 月 _____ 日 総得点： 合格基準点の8割の点数又は80パーセント： ※総得点が合格基準点の8割の点数又は80パーセントを上回っているものが対象。</p> <p>3 誓約事項 私は以下の事項について誓約します。 <input type="checkbox"/> 合格基準点の8割以上の得点を取得した上記2の試験等の合格に向けて精励し、かつ、同試験等を受験します。 <input type="checkbox"/> 上記2の試験等に合格した場合、速やかに「特定技能2号」又は「介護」の在留資格変更許可申請を行います。 <input type="checkbox"/> 上記2の試験等に合格できなかった場合、速やかに帰国します。 <input type="checkbox"/> 在留申請の時点で出国している場合は、出国日から1年以内に本邦に帰国します。 _____ 年 _____ 月 _____ 日 申請人の署名 _____</p> <p>4 特定技能所属機関の誓約事項（特定技能所属機関において記載） 特定技能所属機関として、以下の事項について誓約します。 <input type="checkbox"/> 当機関において、引き続き上記1の申請人を雇用します。 <input type="checkbox"/> 当機関では、上記2の試験等の合格に向けた指導・研修・支援等を行う体制を有しています。 _____ 年 _____ 月 _____ 日 特定技能所属機関の氏名又は名称 _____ 作成責任者の署名 _____</p>
----	--------------------	-----------------------------	--	---

24

参考様式
第5-1
3号

支援実施困難に
係る理由書

参考様式第5-13号

支援未実施に係る理由書

1 未実施となった支援の対象である特定技能外国人

氏名(ローマ字)		性別	男・女
生年月日	年 月 日	国籍・地域	
住 居 地	〒 _____ (電話 _____)		
在留カード番号			

2 未実施となった支援内容及びその理由

未実施となった 支援の内容 (複数選択可)	<input type="checkbox"/> 登壇等への遠征 <input type="checkbox"/> 関係機関への同行等 <input type="checkbox"/> 日本人との交流促進 <input type="checkbox"/> その他任意の支援()	<input type="checkbox"/> 登壇の確保・生活に必要な契約に関する支援 <input type="checkbox"/> 日本語学習の機会提供 <input type="checkbox"/> 非営利的職業時の転職支援 <input type="checkbox"/> その他任意の支援()	<input type="checkbox"/> 生活オリエンテーション <input type="checkbox"/> 相談又は苦情への対応 <input type="checkbox"/> 書類作成
未実施の理由			
支援担当者又は 委託を受けた要 願担当者			

特定技能所属機関又は支援委託を受けた登録支援機関の氏名又は名称 _____

支援責任者又は支援担当者の氏名 _____

電話番号 _____ 号

※ 本様式書に記載された内容等の漏れのため、漏れさせていたく場合があります。

(注) 複数の特定技能外国人について、未実施の支援内容等が同一の場合は、氏名欄に「別紙のとおり」と記載した上、対象の特定技能外国人の氏名等を記載した別紙(任意様式)を添付することとしても差し支えない。

参考様式第5-13号

支援実施困難に係る理由書

1 支援実施困難となった特定技能外国人

氏名(ローマ字)		性別	男・女
生年月日	年 月 日	国籍・地域	
在留カード番号			
特定技能所属機関			
職種の住所 (所在地はたし事情あり)	〒 _____ (電話 _____)		

2 支援実施困難の内容及びその理由等

支援実施困難の 内容及び理由等	
支援担当者又は 委託を受けた要 願担当者	

特定技能所属機関又は支援委託を受けた登録支援機関の氏名又は名称 _____

支援責任者又は支援担当者の氏名 _____

電話番号 _____ 号

※ 本様式書に記載された内容等の漏れのため、漏れさせていたく場合があります。

(注)

1 ①「支援実施困難の内容及び理由等」欄について、参考様式第3-17号「①届出の申請」又は4-8号「②報告の申請」のAa及びBaでチェックした項目(参考様式第4-3号による報告の場合は「特定技能所属機関における高卒不適合等の問題を把握」を除く。)について記載。

2 複数の特定技能外国人について、未実施の支援内容等が同一の場合は、氏名欄に「別紙のとおり」と記載した上、対象の特定技能外国人の氏名等を記載した別紙(任意様式)を添付することとしても差し支えない。

26

参考様式
第5-1
7号

基準適合性に関
する誓約書

参考様式第5-17号

定期届出様式用

基準適合性及び特定産業分野に係る説明書

(対象期間： 年4月1日から 年3月31日まで)

特定技能所属機関 _____ に係る受入れ・活動状況に関する届出の添付書類として提出する書類は以下のとおりです。

1 特定技能所属機関概要書 (参考様式第1-11-1号)

- 所属役員に変更なし
- 所属役員に変更あり (備考欄に変更内容を記載)

(備考欄)

2 登記事項証明書

- 登記事項に変更なし
- 登記事項に変更あり (備考欄に変更内容を記載)

(備考欄)

3 住民票の写し (受入れ機関の役員のもの)

- 前回提出時から変更なし
- 前回提出時から変更あり (備考欄に変更内容を記載)

(備考欄)

4 労働保険料等納付証明書

- 添付 添付なし (備考欄に添付できない理由を記載)
- 未納なし 未納あり (備考欄に未納の状況について記載)

(備考欄)

5 健康保険・厚生年金保険料徴収証書の写し等

- 添付 添付なし (備考欄に添付できない理由を記載)
- 未納なし 未納あり (備考欄に未納の状況について記載)

(備考欄)

6 国税・法人税等 (納税証明書)

- 添付 添付なし (備考欄に添付できない理由を記載)
- 未納なし 未納あり (備考欄に未納の状況について記載)

(備考欄)

7 地方税 (法人住民税又は個人住民税) の納税証明書

- 添付 添付なし (備考欄に添付できない理由を記載)
- 未納なし 未納あり (備考欄に未納の状況について記載)

(備考欄)

参考様式第5-17号

一定の事業規模を満たさない特定技能所属機関

基準適合性に関する誓約書

(対象期間： 年4月1日から 年3月31日まで)

特定技能所属機関 _____ は、受入れ・活動・支援実施状況に関する届出の添付書類を次のとおり提出します。

1 特定技能所属機関概要書 (参考様式第1-11-1号)

- 所属役員に前回提出時から変更なし
- 所属役員に前回提出時から変更あり (備考欄に変更内容を記載)

(備考欄)

2 中長期在留者の受入れ実績等に関する資料 ※自社支援の場合のみ提出が必要

- 1に記載の支援責任者又は支援担当者に前回提出時から変更なし
- 1に記載の支援責任者又は支援担当者に前回提出時から変更あり (備考欄に変更内容を記載)

(備考欄)

3 登記事項証明書 ※法人の場合のみ提出が必要

- 登記事項に変更なし
- 登記事項に変更あり (備考欄に変更内容を記載)

(備考欄)

4 業務執行に関与する役員又は個人事業主の住民票の写し

- 前回提出時から変更なし
- 前回提出時から変更あり (備考欄に変更内容を記載)

(備考欄)

5 特定技能所属機関の役員に関する誓約書 (参考様式第1-23号) ※法人の場合のみ提出が必要

- 前回提出時から変更なし
- 前回提出時から変更あり (備考欄に変更内容を記載)

(備考欄)

6 労働保険料の納付に係る資料

- 添付 添付なし (備考欄に添付できない理由を記載)
- 未納なし 未納あり (備考欄に未納の状況について記載)

(備考欄)

7 社会保険料の納付に係る資料

- 添付 添付なし (備考欄に添付できない理由を記載)
- 未納なし 未納あり (備考欄に未納の状況について記載)

(備考欄)

8 法人又は個人事業主の納税証明書 (その3)

- 添付 添付なし (備考欄に添付できない理由を記載)
- 未納なし 未納あり (備考欄に未納の状況について記載)

(備考欄)

8 その他特定産業分野ごとに提出を要する書類

①特定技能外国人を受け入れている特定産業分野は下記のとおりです。

特定産業分野（全て記載）

②協議会の加入を証明する書類として下記の書類を提出します。

- 協議会の加入証明書（ 分野）
 協議会加入リスト（ 分野）

（備考欄）

③特定産業分野における受入れに係る書類（②の協議会加入証明書を除く）として下記の書類を提出します。

- 旅館業許可（宿泊分野）
 保蔵所長の営業許可書（外食業分野）
 その他（ ）（ 分野）
 該当なし

（備考欄）

以降の申請において、本説明書の内容に変更が生じた場合には、当該申請において変更内容を申告した上で、必要な書類を提出します。

また、以上の説明が虚偽であった場合には、出入国又は労働に関する法令に関し不正又は著しい不当な行為をしたものとして5年間の受入れができないこととなることも理解しています。

上記の記載内容は、事実と相違ありません。

作成年月日 年 月 日

特定技能所属機関の氏名又は名称

作成責任者の氏名及び役職

（備考）

- 1 審査後、札幌出入国審査管理課から郵送した資料の照会を求められた場合は、速やかに回答すること。
2 本説明書の記載内容が虚偽であった場合には、照会された日から十分に精査した上で提出すること。

9 直近1年度分の法人住民税又は個人住民税の納税証明書

- 添付 添付なし（備考欄に添付できない理由を記載）
 未納なし 未納あり（備考欄に未納の状況について記載）

（備考欄）

以降の在留申請において、本誓約書の内容に変更が生じた場合には、当該申請において変更内容を申告した上で、必要な書類を提出します。
また、以上の説明が虚偽であった場合には、出入国又は労働に関する法令に関し不正又は著しい不当な行為をしたものとして5年間の受入れができないこととなることも理解しています。

上記の記載内容は、事実と相違ありません。

作成年月日 年 月 日

特定技能所属機関の氏名又は名称

作成責任者の氏名及び役職

（備考）

- 1 5月31日までに提出及び付帯書類の提出を怠りた場合は、雇用関係等に関する法令に違反する行為（虚偽申告）を指摘すること。
2 税金は課税の通知に基づき納付済みの場合により「納税の完了を以て申告無効等取扱い済（申告無効等取扱い済）」を提出すること。
3 審査後、札幌出入国審査管理課から郵送した資料の照会を求められた場合は、速やかに回答すること。

27

参考様式
第5-1
9号

基準不適合に係
る説明書

参考様式第5-19号

(登録支援機器作成用)

基準不適合に係る説明書

報告対象の特定技能所屬機関

事案の 発生日月日 <small>(複数発生した場合は、その全てについて記載すること。)</small>	
基準不適合 の内容 <small>(語学検定等の内容について具体的な詳細に記載すること。)</small>	
基準不適合の 対応経緯等 <small>(関係行政機関 への対応含む)</small>	

上記の前記内容は、事実と相違ありません。

作成年月日 年 月 日

登録支援機関の氏名又は名称 _____

作成の氏名及び役職 _____

電話番号 _____

※ 本説明書に記載された内容が事実のため、記載を怠りたくありません。

(注意)
「基準不適合が報告された場合」としては、「基準不適合の対応経緯等」欄にその旨記載すること。
※ 報告が複数ある場合、当該報告についても同様のこと。

参考様式第5-19号

(登録支援機器作成用)

基準不適合に係る説明書

報告対象の特定技能 所屬機関 <small>(機関の名称 (法人又は主たる事業所))</small>	〒 _____ <small>(国番号 - - -)</small>
事案の 発生日月日 <small>(複数発生した場合は、その全てについて記載すること。)</small>	
基準不適合 の内容 <small>(語学検定等の内容について具体的な詳細に記載すること。)</small>	
基準不適合の 対応経緯等 <small>(関係行政機関への 対応含む)</small>	

上記の前記内容は、事実と相違ありません。

作成年月日 年 月 日

登録支援機関の氏名又は名称 _____

作成の氏名及び役職 _____

電話番号 _____

※ 本説明書に記載された内容が事実のため、隠蔽を怠りたくありません。

(注意)
「基準不適合が報告された場合」としては、「基準不適合の対応経緯等」欄にその旨記載すること。
※ 報告が複数ある場合、当該報告についても同様のこと。